

新法律トラブルを 斬る

回答
丑久保和彦
弁護士



り、子どもが父を相続すれば、父の保証債務も引き継ぐことになります。

Q 銀行から三千万円の支払いを求める通知が届き、びっくり。七年前に亡くなった父が知人の保証人になっており、その知人が借金を返済しないため、父の相続人のわたしに請求するという内容でした。父が保証人になっていたことは知らなかったので、父の死亡時に相続放棄の手続きをとりませんでした。返済しないといけないのでしょうか?

A 人が死亡すると、相続が開始されます。相続とは亡くなつた人（被相続人）が所有していたすべての財産を、妻や子どもなどの相続人が引き継ぎことをいいます。引き継ぐ財産には預貯金や不動産など「ラスの資産」だけでなく、借金や保証債務といふイナスの負債も含まれます。つまり

銀行から三千万円の支払いを求める通知が届き、びっくり。七年前に亡くなった父が知人の保証人になっており、その知人が借金を返済しないため、父の相続人のわたしに請求するとい

う内容でした。父が保証人になっていたことは知らなかつたので、父の死亡時に相続放棄の手続きを

とりませんでした。返済しないと

いけないのでしょうか？

相続放棄の手続きは原則として、相続放棄という手続きを取ることがで

きます。ただし、民法により、相

続放棄の期間は原則として、相続

の開始を知った時点から三ヶ月以

つくり。七年前に亡くなつた父が

知人の保証人になつており、その

知人が借金を返済しないため、父

の相続人のわたしに請求するとい

う内容でした。父が保証人になつ

ていたことは知らなかつたので、父の

死亡時に相続放棄の手続きを

とりませんでした。返済しないと

いけないのでしょうか？



◆島根県弁護士会法律相談センター（電話0852・21・3455）
0、予約受付時間は平日9時～12時、13時～17時。

相続やDVなど各種法律に関するトラブルが絶えない。第一線でトラブル解決にあたる島根県弁護士会のメンバーに、具体例と解決方法を紹介してもらう。